

(別紙3)

安全協定第10条で規定する異常事象

島根原子力発電所3号機建設工事現場での発煙

6月14日7時10分頃、島根原子力発電所3号機建設工事現場屋外(タービン建物北側)の金属製ごみ収集箱から発煙を確認し、ただちに松江市消防本部に通報。

協力会社および松江市消防本部による消火活動の結果、7時50分に鎮火が確認された。

これによる外部への放射能の影響はない。

原因は調査中。

(中国電力株公表済)

県の対応

6月14日 島根原子力発電所3号機建設工事現場の発煙のあったごみ収集箱付近において、松江市と合同で立入調査を実施。中国電力(株)に対し、事実関係や調査結果の報告、原因究明と再発防止対策の徹底について口頭にて申し入れ。